

東晋次著『後漢時代の政治と社会』

仲山茂

本書は著者の多年にわたる後漢時代史研究の現段階での総

括にあたる業績であり、書名に示されるように、後漢一代の

中央における政治動向と地方社会の展開を密接に関連づけた

考察を行なっている。その構成は次の如くである。

まえがき

序章 後漢時代史の研究状況と課題

第一章 前期三代の統治と郷里社会

第二章 貴戚政治の成立

第三章 儒学の普及と知識階層の形成

第四章 貴戚政治の展開と儒家官僚

第五章 地方社会の変容と豪族

第六章 党錮

終章 後漢時代の政治と社会

あとがき

人名索引

以下、章をおつて概略を紹介したい。

序章では、後漢時代史把握のための研究史の整理が行なわれ、そしてそれに基づいて本書の課題が提示される。

まず、後漢社会の構造と豪族論、後漢皇帝支配と地方社会、六朝貴族制社会形成過程論という三点より、研究史の整理が行われる。一点目に関して、後漢においては、前漢に優勢な父老中心の里共同体が変質し、豪族中心の新しい共同体が出現したとする従来の見解が基本的に承認されるが、豪族中心の共同体の内部把握はいまだ不充分であるとする。また、前

漢武帝期以降伸展する豪族の郷里支配体制を、社会や国家の支配体制のなかに如何に位置づけるかが、これまでの研究の争点の一つであったとする。そして、増淵龍夫氏の提起を承け⁽¹⁾、共同体の自律的秩序と国家秩序の関係構造、両者の相互関連の時代的相違を明らかにしていくことが、この争点を解決し、後漢時代の性格把握にもつながっていくとする。

第二の点に関しては、漢代の地方統治の在り方や選挙制度に関する従来の研究を検討し、そこでは漢代一代の地方社会の展開が充分に考慮されることはおらず、また、地方社会の側からの視角が欠如していたことを指摘する。そして地方社会が國家の統治や支配によって如何に変容し、その変容した地方社会が国家をどのように変質させていくか、という問題視角の設定の必要を説く。

第三の点については、著者は川勝義雄氏の見解を承け⁽²⁾、党錮事件において宦官によって弾圧された清流が、六朝貴族の潮流であるという立場をとる。そして、後漢一代の政治過程のなかで、外戚・宦官と清流に結集していく儒家官僚との關係、また儒家官僚がどのように外戚・宦官の専権を克服し、貴族制社会の主役となつたかが明らかにされねばならないとする。また、後漢政治史に大きく関わる、内朝・外朝

の問題に触れ、政治権力発動の「場」の関係構造を解明し、また、外戚・宦官が依拠する宮中の「内朝」が政治的に大きな意味をもつた理由を解明する必要があるとする。

以上の研究状況をふまえた結果、社会と国家との相互対立・相互媒介の過程を、後漢の政治史的・社会史的展開のなかで考察し、そこから六朝貴族制社会を展望することが、後漢時代史研究の基本問題として確認される。そして次の三点が本書の具体的課題として設定される。第一に後漢政治史における外戚・宦官による政治権力掌握や儒家官僚の活動との関連のもとに、皇帝支配の変容を明らかにすること。第二に、地域的差異を視野に入れたうえで、後漢社会の変質過程を、共同体論との関連で明らかにすること。第三に、豪族による皇帝支配体制の変質、及びその政治的支配者層への転化の在り方、また、その過程における国家の性格変化の有無の検討である。こうした課題のもと、本論にあたる第一章以下、概ね時代順に論がすすめられる。

第一章では、後漢前期の光武帝・明帝・章帝の治世における政治の在り方、地方社会の実態が考察される。光武帝・明帝の統治方針は、王莽の篡奪に鑑み、外戚や功臣への権力集中を抑制しつつ、法律・実務に通じた文吏的官僚を駆使して、

法による皇帝一元支配の樹立を図ることにあった。しかしながら、こうした方針に対し、諸王とその外戚・賓客や功臣の子孫、豪族などは強い反感を抱いており、その結果、明帝期には広陵王劉荊や楚王劉英らによる謀反が頻発した。続く章帝に至り、統治方針は寛和政策へと転換される。その原因は、明帝の厳格な法治主義的政治を嫌う儒家官僚の進出に伴う、儒術主義の影響にあった。しかしながら「親」なるものを親として敬す、という「親親主義」を奉ずる儒術主義そのものに、後の外戚專權が胚胎していた。

一方、後漢前期の郷里社会では、大土地所有者たる豪右、中家層、貧家層といった階層差が明らかに存在していた。こうした郷里社会に対する統治は、田土戸口把握の徹底と小農民の保護育成を図ることを基調とするものであり、それを遂行する地方官の支配統制力は強固なものがあった。社会における豪右の規制力もまた強固であったとはいえ、未だ王朝権力に対して自立するには至っておらず、國家の水利事業などを利用しつつ大土地経営の拡大を図っていた。総じて後漢前期においては、豪族の大土地経営拡大と、それを抑制しつつ小農民を保護するという中央政府の方針が均衡を保っていたとされる。

第二章では、「貴戚政治」概念が提唱され、『漢書』の撰者班固の生涯の検討を通じて、後漢最初の貴戚政治たる竇氏専権の成立事情が考察される。まず、史籍にみられる「貴戚」の語を検討し、その範疇を明確化する。すなわち、内戚としては劉氏の諸侯王や王子侯・公主がそれにあたる。一方、外戚としては同族の皇太后や皇后が在世中であり、列侯以上の爵位を有する者が貴戚と呼ばれる。さらに、かつて皇太后・皇后を出した一族であっても、依然として帝室親属の待遇を受けており、かつ列侯以上の爵位を有する者は貴戚の範疇に含まれる。このように貴戚の範疇を明確にした上で、貴戚が皇帝の補佐として政治の実権を掌握するという、外戚専権を含む政治形態を「貴戚政治」と名付ける。貴戚政治の先駆的形態は前漢昭・宣帝期の霍光政権にみられるといし、前漢政治史を、皇帝への権力集中過程が進行する武帝期までと、貴戚による皇帝権の相対化が進行する昭帝以降とに区分する。そして、この延長線上に、外戚専権が頻発する後漢中期以降の政治史が位置づけられる。

後漢の貴戚政治は章帝期後半から和帝初にかけての竇氏専権を嚆矢とする。竇憲を頂点とする竇氏党には、竇氏一族とともに班固などの三輔出身者が多数含まれており、彼らは内

朝官や京城警固の官をほとんど独占していた。これに対し、南陽・汝南・潁川・淮水流域出身の官僚は儒学をもつて外朝の要職を占め、皇帝一尊の理念から竇氏專權を批判した。両者は北匈奴遠征問題において、遠征を主張する竇氏党と、遠征に反対する外朝儒家官僚という形で対立する。こうした地域間対立の背景には、北辺に近接する地域や北辺の動向に关心を寄せる商業行為の盛んな三輔地域と、北辺から遠く離れた南陽等の地域という、官僚の出身地域の社会経済的性格の差異があり、また、光武帝への帰順による、南陽・潁川などの人士の官界における優位と三輔人士の不遇という状況が存在した。竇氏專權は皇帝の親親主義や皇太后の臨朝称制の伝統とともに、こうした地域間対立によって形成された側面を有していたとされる。

第三章では、後漢における知識階層の形成が、当時の教育制度や学生の修学過程・生活を踏まえて考察される。修学中の学生は「諸生」と総称されるが、彼らは十五歳程度で読み書きを始めとする初等教育を終え、太学や郡国学・私学に遊学して儒学の専門的な学修に向かう人々であった。前漢後半期から後漢にかけて盛行する諸生遊学は社会全体の富裕化に支えられたものであり、官吏や豪族の家から出身する者ばかり

りではなく、小農民層出身の諸生も多数存在した。太学を始めとする修学の場を通じて、彼ら諸生間の交友関係や師弟間の結合が生まれ、次第に全国的広がりをもつ知識階層が形成されていく。とりわけ師弟関係は父子にも擬せられる家族制的関係であつたが、遊学盛行による師弟関係の増大と重層化は社会全体に家族制的社会関係を拡大・浸透させていった。

しかしながら、諸生の目指すものは、それと対照的な君臣関係の世界であり、時に師弟関係と矛盾対立する。後漢中期以降、この矛盾に際して、師弟関係を優先させる風潮が顯著となるが、それは君臣関係の相対化とも解釈し得るとする。この知識階層形成の動きは、王莽による地方教育制度の整備、後漢に入つてからの地方官による教育環境の整備や教育水準の引き上げ、及び私学の盛行によって推進された。諸生生活を終えた人々の多くは郡県の掾史として出身地で生活することになるが、彼らは処士を含む士大夫サークルを各地で形成していくことになる。こうした地方における知識階層の形成は、同時にその地方の社会的成熟を示すとされる。

第四章においては、安帝期以降の鄧氏・梁氏による貴戚政治の展開と、貴戚・宦官・儒家官僚の関係が取り上げられる。まず安帝期の鄧氏專權は、鄧太后の兄である鄧騭を中心とし、

一族を宿衛や京師近辺の警固官・内朝官に配するという体制であつたが、鄧氏は横暴な行動に出ることが少なかつたため、鄧太后的臨朝称制のもと、比較的長期にわたって政権を維持できた。その政治は羌族の反乱や災害による財政難を解消し、民の疲弊を回復することを急務とする、内政優先を基本方針とするものであった。また、鄧氏の政治は「推進天下賢士」をもう一つの特色とする。それは官僚としての有能な人材の把握、地方豪族のもつ地域支配力を梃子とする社会の安定化、また声名ある人士の抜擢に伴う名望の獲得、そしてこれらによる専権の確立を意図するものであった。しかし、これに対し、潁川・汝南などの人士は、後漢初以来貴戚政治に批判的であった。それゆえ、鄧氏はこれらの地域以外の名士との協同を企図した。鄧氏派の人士は貴戚を敬遠する気持ちを抱きながらも、豪族として既存の社会秩序を維持していくうえでの公権力との提携の必要性、また南陽・汝南・潁川などの特定地域の人士が要職を占める官界への進出のため、鄧氏に依付した。こうした貴戚と「地方」人士の志向が一致したところに鄧氏専権が成立したとされる。

鄧氏専権をめぐっては、出身地域の差異を背景として、鄧氏派と反鄧氏派というように官僚の態度に相違がみられた。

しかし彼らは、順帝の擁立に伴う宦官勢力の台頭を契機に、儒家官僚としての結束を強めていく。順帝期から桓帝期にかけての梁氏専権、また梁氏敗亡後に勢力を伸ばす宦官に対して、その官僚人事の不正を中心に、儒家官僚は強い批判を行ない続ける。この段階で、儒家官僚の政治的批判力は貴戚政治を克服するに到つた。こうした動向のなか、儒家官僚が尚書を拠り所として皇帝権の恣意的発動を抑制する一方、宦官が尚書を経由しない「中詔」を発することで儒家官僚の活動を抑制するといった政治構造が出現し、皇帝・宦官による「詔勅」による独断政治の様相が色濃くなる。これは、後漢王朝が豪族出身の儒家官僚の連合国家的性格へと変質はじめ、それを嫌う皇帝・宦官らが皇帝権力を握るという、政治的力関係の構造に起因する。そして、こうした安順期以降における、「地方」人士をも含む儒家官僚の勢力増大の基底的要因として、彼らを生みだすところの地域社会の成熟・自立化が展望される。

第五章では、右の展望より、和帝期以降の地方官の治績と郡県レベルの官吏登用の実態を通じて、社会の変質が考察される。和・安帝期においては、地方官が豪族と提携して地方統治を遂行する傾向が現れ、更に、続く順・桓帝期には地方

官の豪族への統制力が低下する。これは、豪族の郷里社会の主宰的性格が強まり、地域社会の皇帝支配からの相対的独立が進行したことによる。一方、この頃には豪族層内部が、州郡属吏を輩出する豪族（士大夫豪族）と、基本的に県廷までしか出仕させられない豪族（非士大夫豪族）へと階層分化する。士大夫豪族は、前漢以来の民衆の風説的鄉論を基底に、彼らのサークルが中心となって形成する二次的鄉論を背景として、郡府人事における発言力を強化していく。その結果、非士大夫豪族や单寒人士が郡府で要職につき、また孝廉に挙げられる機会は減少し、中央官界進出のルートを士大夫豪族が独占する体制（察舉体制）が出来上がる。非士大夫豪族は郡太守の豪族対策については士大夫豪族と連合するものの、こうした選挙の面では士大夫豪族と矛盾対立しており、それ故に、彼らには貴賤・宦官への請託の必然性が存在した。また、士大夫豪族は自身の奉ずる儒家理念により、非士大夫豪族の民衆侵奪的側面を抑止せざるを得ないものの、同じ豪族社会の一員としての立場に拘束されるというジレンマを抱えており、さらに、一族内部でも士大夫の家と大土地経営に任ずる家の間に矛盾葛藤が存在したとされる。

第六章では、士大夫豪族出身の士大夫を中心とする政治的

連合体＝清流の志向と、清流への参加を拒否する逸民的人士の志向、そしてその相互関係が党錮事件を軸に考察される。結論的には、清流の志向するところは、豪族が主宰して秩序を維持する共同体構造をもった郷里社会であったとされる。清流を出身させる士大夫豪族もまた、緩和されているとはいえ、郷里秩序の破壊者としての「領主化傾向」路線にあり、その郷里支配を補完するのが一族の士大夫の家、ひいては察舉体制であった。それ故に清流は、宦官を中心とする濁流の選挙請託を非難し、郷舉里選の正常な運営を主張する。しかし、郷舉里選制度の基づく従来の父老一子弟的秩序そのものが、士大夫豪族を含む豪族層によって崩壊していた。にもかかわらず、清流はそうした現状認識を欠いていたとされる。これに対し逸民的人士は、豪族によって崩壊しつつある郷里社会の秩序を、郷里の人々との協同のもとに再建することを志向していた。つまり、逸民的人士と清流とは志向する「共同体」の内容が異なっていた。清流は党錮による濁流への敗北や黃巾の乱を経験することにより、自らに混在する共同体原理と階級原理の矛盾的併存を自覚し、逸民的人士の志向に接近していく。こうした転換により、清流の系譜を引く人々は郷里社会の支持を受け、官僚として貴族化し、魏晉国家を

創り上げていったとする。

終章では、後漢一代の貴戚・儒家官僚・郷里社会の在り方の歴史的位置付けがなされる。まず、貴戚政治について。その出現は皇帝への権力集中と内朝の優位化を前提とし、漢帝室の補佐という形での外戚と帝室との政治的同盟と、貴戚の一族保全への意欲によってもたらされたとする。そして一族の保全という貴戚の「私」的意欲が混入することにより、皇帝支配体制に形骸化・相対化の方向が孕まれるとする。このような貴戚政治は、皇帝一尊の支配理念を奉ずる儒家官僚の批判によって桓帝期の梁氏專權を最後に終焉する。しかし、貴戚政治終焉後も、皇帝権そのものに依拠する宦官の專權が存在したため、儒家官僚の理念は魏晉期に至りようやく実現の端緒が生まれるとする。また、貴戚の高貴性は皇帝の戚属者であることを根拠としており、郷里社会に根ざす六朝貴族とは異質の存在であるとし、貴戚を六朝貴族の先行形態と捉えることには否定的見解を示す。

次に儒家官僚について。官界の中核で活躍する儒家官僚は、その出身地域を黄河中流域の先進地帯から、黄河下流域や巴蜀・江淮地域、さらに全国的範囲へと次第に拡大させる。彼らを生みだす郷里社会は、後漢末には全国的な範囲で士大夫

豪族－非士大夫豪族（土着豪族）－小農民の構造を取るようになり、士大夫豪族は郡段階でサークルを形成し、郡規模の支配権を保持するに至る。儒家官僚の出身母胎はこの郡段階のサークルであるが、貴戚政治を克服する過程で、彼らはこれを基盤として全国レベルのサークルを結成し、豪族連合政権的性格を有する新たな皇帝支配体制を樹立していこうとした。そしてこの全国レベルのサークルが魏晉貴族の社会的母胎となつたとする。

最後に郷里社会の在り方について。著者は里共同体を前提とし、その変質を父老中心の共同体（A父老的共同体）から、豪族が里共同体内部で指導的地位を占める段階（B豪族的里共同体）へ、さらに豪族が里を再編して郷里支配を確立する段階（C豪族共同体）に至ると捉える。後漢一代に限定するならば、前期（光武・明・章帝）においては関中・関東・江淮北部でB、中期（和・安帝）では巴蜀・江淮がBに達しつつあり、後期（順・桓・靈帝）に入り潁川・汝南などの先進地域がCに到達しようとしていたとする。また、豪族的秩序と父老的秩序の角逐について次のように捉える。すなわち、前漢末の段階では豪族が父老－子弟関係を打破して郷里の民衆を自己の支配下に置くことは容易にはできなかつた。しか

し、後漢末に至り、父老層に対する豪族の指導的地位が確立し、父老的秩序が豪族支配の下に組み込まれるようになる、と。そして、戦国から前漢武帝期までを父老的里共同体、後漢中期までを父老的里共同体と豪族的里共同体の併存・角逐、以降魏晋期までを豪族的里共同体の優勢化と豪族共同体への転換の開始期として定式化する。また、基層共同体・社会的共同体・国家的共同体の三レベルを設定し、その相互関係と重層構造を問うことを共同体研究の課題として提示する。

以上が本書の概略である。多くの部分は既発表の論考を基礎とするものであるが、本書によって著者・東晋次氏の後漢時代史の体系的理解が提示されたといえよう。中央政府において皇帝を取り巻き、権力を掌握する貴戚・宦官、これらの勢力に対し批判を行なう儒家官僚、そして儒家官僚を生み出すところの地方社会を軸として、魏晋貴族制社会への展望のもとに後漢二百年の歴史を捉えようとするものであり、本書はこの試みに成功したと考えられる。この業績によって、後漢時代史研究は一つの基礎を得た。さらに秦漢帝国から魏晋貴族制社会へ、という歴史的展開を如何に理解するかという問題もまた、本書によって一定の展望を得たといつてよい

だろう。

九十年代に入り、狩野直禎氏、渡邊義浩氏の研究が相次いで著書としてまとめられた^③。本書でも、随所で両氏の研究が敷衍され、また批判されている。本書は狩野・渡邊両氏の著書と相俟って、比較的手薄であつたという後漢時代史研究の欠を補つて余りあるといえよう。

また、本書の内容は後漢時代にとどまらない。貴戚政治と皇帝支配の関係や共同体の変遷など、秦漢史研究全般に対しても大きな刺激を与えていた。とりわけ、皇帝権をめぐる諸問題は今後とも議論されていくと思われる^④。本書の成果を如何に継承し、発展させていくかは、今後の後漢時代史研究のみならず、秦漢史研究そのものの課題となるであろう。

さて、本書は政治動向と地方社会の変容を密接に関連づけ、後漢時代史を全体的に捉えようとする点を特長とする。しかし、こうした特長ゆえに、細部の幾つかの点で疑問なしとはいえない。以下、中央・郡県・郷里社会の三つのレベルで、四点にわたって疑問点を述べ、今後の研究における課題を提示してみたい。

第一に、鄧氏專權の理解に関して。本書ではその專權期間を前期の安帝永初年間（一〇七～一一三年）と、後期の元初

年間（一一四〇—一九年）から建光元年（一二一年）にかけてとにかく大まかに区分し、後期においてその権力掌握が確立したとする（一一〇六頁）。ところで、鄧氏専権に前後する竇氏や梁氏の専権では、中心人物の竇憲や梁商、その子冀は官を歴任し、いずれも大将軍に就任、その親族・一党が内朝官や京師の警固官を固める体制を取り、そのまま敗亡に至る。しかし鄧氏専権の場合、中心人物である鄧太后の兄の鄧驁の経歴は次のようになる。まず、殤帝延平元年（一一〇六年）に虎賊中郎将から車騎將軍・儀同三司に就任、さらに永初二年（一二〇八年）、大將軍となるが、同四年には母新野君の死を契機に官を離れる。以降は「奉朝請、位次在三公下、特進侯上、其有大議、乃詣朝堂、与公卿參謀」という待遇になるものの、官職に就いた形跡はない（『後漢書』殤帝紀・安帝紀・鄧禹伝附鄧驁伝）。また、鄧驁の兄弟の悝・弘・闔も永初四年に官を離れ、以降は鄧驁と同様の待遇となる。すなわち、竇氏・梁氏の専権とは異なり、鄧氏専権においては、その専権期間とされる十五年間中、後半の十年以上、鄧氏の中核的人物達は基本的に無官であった。このような後半期に鄧氏の権力の確立がなされたと捉えることには些かの疑問を覚える。少なくとも中核的人物が官界から退いている点、鄧氏専権の後半

期を竇氏や梁氏専権と全く同質の権力掌握と捉えることはできないのではないか。しかし、本書の引く劉備伝の記事などからは、元初年間に鄧驁のグループが中央政府において大きな勢力を有していたことが明らかである。貴戚政治の問題は、その官僚制的側面からも考察していく必要があるだろう。

また鄧驁兄弟は安帝即位当初に封侯を固辞しており、驁は建光元年の鄧太后の死に至ってようやく上蔡侯に封ぜられる。その兄弟はそれ以前に既に死亡しており、その死に際して彼らの子は封ぜられるが、本人は結局封ぜられなかつた（『後漢書』鄧禹伝附鄧驁伝）。こうした爵への態度は竇憲にも共通するものではあるが、鄧氏の場合、本書の指摘する「貴戚の地位を利用して一族ごぞつて富奢を極め、横暴な行動に出ることの少なかつた」「つづましやかな家風」や、竇氏の敗亡の教訓（一九九頁）に基づく側面も大きかつたであろう。しかし、このような官爵への態度や「自和帝崩後、驁兄弟常居禁中、驁謙遜不欲久在内、連求還第」（『後漢書』鄧禹伝附鄧驁伝）という記述からすれば、鄧氏の志向を、本書のように「内外朝の諸勢力を掌握してその権力の基盤を強固にしようと意図」（一一〇七頁）する方向を有していたと捉えることは、些かの不安を覚える。むしろ逆に少なくともその行動

からすれば、『後漢書』鄧骘伝の論にいう「委遠時柄」の志向、すなわち権勢を避け、権力中枢から身を退こうとする志向を有していたよう読み取れる。

さて、こうした理解が正しいとするならば、鄧骘兄弟は政治の表舞台に立った数年間に「崇節儉、罷力役」という基本方針を打ち出し、「推進天下賢才」を行なった上、権力中枢から速やかに退くという、儒家官僚にしても望ましい貴戚であつたと思われる。しかし、権力中枢から身を引くというその態度ゆえに、太后崩御とともに、安帝とその側近によつて一族の多くが死に追いやられたと捉えることができる。こうした鄧氏の在り方とその敗亡は、その後の貴戚政治の展開にも大きな影響を与えたのではなかろうか。たとえば順帝期の外戚梁商は、大將軍として「虛己進賢」「儉御門族、未曾以權盛干法」という儒家官僚寄りの態度を取りながらも、同時に宦官との交際を行なつて『後漢書』梁統伝附梁商伝。これは、本書の述べるように梁商の個人的性情や儒家官僚・貴戚・宦官の鼎立状況の規制（二二九頁）もあるにせよ、鄧氏敗亡の経緯に学ぶところが大きかったのではないか。

儒家官僚の望むが如く、貴戚が権力中枢から身を引くことは、破滅につながりかねない。「令（梁）商先正風化、退辞高滿」

という鄧氏的貴戚像を求めた李固の奏記を梁商が用いることができなかつた『後漢書』李固伝理由もここにあると思われる。また、宦官との交際を行なう梁商が、他の宦官により誣告され、順帝の信任により難を逃れたことは『後漢書』梁統伝附梁商伝、梁商の方法でさえ破滅を回避するには不十分なことを示したであろう。梁商の子・梁冀の、暴虐の方での「機事大小、莫不諮詢之、宮衛近侍、並所親樹、禁省起居、纖微必知」（『後漢書』梁統伝附梁冀伝）という細心さあるいは権力掌握への志向は、鄧氏の敗亡や梁商への誣告事件を背景として理解すべきではないか。さらに、靈帝期に「少以經行称、常教授於大澤中、不交時事、名顯閨西」という儒家官僚に近い立場である筈の竇武は、外戚として大將軍に就き、一族・一党を内朝官や京師警固官に配するといふ、本来なら否定すべき貴戚政治の体制を取つた。しかし、それでも儒家官僚との提携がありえたことは『後漢書』竇武伝、もはや権力中枢から身を引くことのできない貴戚という存在と、それに対する周囲の理解のためではなかつたか。

本書では、皇帝との戚属関係に保証される貴戚の政治的地位の不安定性を指摘し、その克服の方法として、有能な官僚となつて官界に地歩を築き上げることと、貴戚である間に政

治権力を掌握することの二つを挙げ、貴戚政治成立の背景にこうした一族保全への意欲が存在したとする（三三〇～三三一頁）。この指摘自体は首肯すべきと考えられるが、貴戚の一族保全の方法としては、権勢を忌避するという鄧氏的方法もありえた。そして、貴戚政治を批判する儒家官僚にとってはそれが最も望ましかったであろうことを重視すべきではなかろうか。すなわち、貴戚政治を克服する方向性は、貴戚の一族保全の意欲そのものにも内在していたのではないか。見方をかえるならば儒家理念が貴戚にも浸透しつつあったと捉えることもできよう。そして、このような方法をもってしても一族の保全をなし得なかったことが、その後の後漢政治史に大きな影響を与えているように思われる。本書では鄧氏や梁商が儒家官僚との提携を図っていることにより、後漢中期には儒家官僚の支持無くしては貴戚政治が成立存続しえなくなつたとして、鄧氏專權を一種の転機とみる（二四三頁）。

その一方でまた、その敗亡により貴戚を再び権力中枢に引き戻した、貴戚が完全に儒家理念に従うことを不可能にしたという意味でもまた、鄧氏專權はひとつの転機であつたといえるのではないか。

本書では、後漢政治史を、主に貴戚政治の展開とそれを克

服していく儒家官僚の活動に焦点を当てて考察している。しかししながら、後漢政治史の理解は、貴戚自身の側をも含むより多様な側面から、さらなる検討を行なっていく必要があるようと思われる。そしてこのことによつて、本書で提起された貴戚政治論を吟味し、深化させていかねばならないだろう。

第二に宦官專權の制度的根拠とされる「事從中發」・「事從中下」や「中詔」の理解について。本書は『資治通鑑』順帝陽嘉二年条の胡三省注「從中下者、不經尚書」に基づき、宦官らが清流の先駆である李固を「事從中下」の方法によって陥れようとしたこと、また、清流のリーダー太尉陳蕃の選挙の奏議が「中詔」によって「謫却」されたことなどを挙げ、「尚書を経由すれば、その詔令は恐らく儒家官僚の反対になつたことが明らかなほど、尚書は儒家官僚の政治的な拠り所となつていたことが、逆にここからわかる」とする（二四一页）。確かに本書の引用する竇武伝の記述から（二四五頁・註七）、梁冀誅滅後に尚書が儒家官僚に占拠されている、少なくともそれに近い状況にあつたことは間違いないと考えられる。しかし、本書においては胡三省注の是非の検討が行なわれていないため、若干の不安を覚えざるをえない。本書の理解に従うならば、詔令が尚書を経由しなければ、そこを拠点とする

儒家官僚の反対をある程度は回避できることになる。しかし、胡三省注の付せられた、宦官らが李固に対し「因詐飛章以陷其罪」という意図をもち、「事從中下」の方法をとった際には、大司農黃尚や尚書僕射黃瓊が活動を行なつたために、李固は難を免れていた。たとえこの場合、詔令が尚書を経由していなかつたとしても、その「事」は結局公卿・尚書の知るところとなり、その反対の声に宦官らが屈しているという現実を重視すべきではないか。そして、こうした現実の力関係を前に、宦官らが、それ以後も尚書を経由させるさせないという手法に拘泥するであろうか。

そもそも本書でも引用する、梁冀誅滅作戦での桓帝らによる「事卒從中發」の詳細は、「…帝因是御前殿、召諸尚書入、發其事、使尚書令尹勲持節、勒丞郎以下…」というものであり（二三三頁）、「召諸尚書入、發其事」が「事卒從中發」に對応していると思われる。この場合、詔令が尚書を経由せずして何処かに下達されたとは考えがたい。これを非常事態として例外扱いすることもできないではないが、日常的な「事從中下」や「中詔」でも詔令が尚書を経由しなかつたとする積極的証拠は見出しがたく、「中」より尚書に下された可能性を完全に否定することは難しいように思われる。

いざれにせよ、こうした「中」と尚書をめぐる問題は、後漢の皇帝を中心とする政策の立案・施行過程や文書行政の観点からの考察が不可欠であろう。その上で、尚書の具体的機能を明らかにし、「中詔」が尚書を経由せずに下達されたのか否かを明確にしていくべきではないか。後漢中期以降の宦官の専権、また尚書の機能の問題は、儒家官僚の進出・貴戚政治の展開とともに皇帝支配体制や皇帝権の在り方に密接に関係するだけに、今後もさらなる検討が必要と思われる。

第三に、郡県レベルに移って、属吏任用の在り方について。

本書では『後漢書』陳寔伝の記事より、郡府属吏の任用法に、太守による「教署」と功曹の「從外署」（「於外白署」）の二通りがあつたことを指摘する⁽⁵⁾。そして後漢においては、「教署」の方法によって郡太守や県令が人事の主導権を握る段階から、「從外署」によって士大夫豪族出身の功曹が実権を掌握する段階へと移行し（二六四～二六五頁）、それによって士大夫豪族中心の属吏任用や孝廉選が行なわれていったことを想定している（二七八頁）。確かに後漢中期以降、士大夫豪族出身の功曹が人事の実権を掌握し、士大夫豪族中心の属吏任用や孝廉選が行なわれたことは想像に難くない。しかし、それ以前の段階において守令が人事の主導権を握っていたと

いう点、また、太守の「教署」と功曹の「従外署」の関係について、本書とは異なる捉え方も可能であろう。

本書で指摘するように、後漢前期においては「皇帝支配的性格が太守の地方豪族に対する統制力をまだ確固としたもの」にしていながらも、すでに「郡県小吏の大部分が豪族層出身であり、豪右の意向がたやすく郡県の施策に反映されるような」状態が存在した（八七頁）。本書で紹介する後漢前期の太守の郡府人事に関する自主性を示す事例（二七五）二七六頁）も地方豪族の圧力に左右されないという点において、広い意味で「地方豪族に対する統制力」に含まれよう。しかし、郡政を統べるべき存在であり、かつ赴任地を点々とする余所者の太守が、現実問題としてどれだけ属吏やその候補者を把握し、独立した意志でもって人事を行なうことができるであろうか。たとえば前漢末の琅邪太守朱博は、赴任早々に属吏幹部の態度に腹を立て、よりランクの低い属吏で有能な者を「出教置之」し、幹部連中を追い出した。また、後に彼が京兆尹となつた際、尚方禁なる人物より賄賂を受け取つた功曹が「白除（尚方）禁調守尉」したという（漢書）朱博伝）。「出教置之」が、太守の意志の発現（「教」）による属吏任用としての「教署」に、「白除禁調守尉」が、功曹による属吏

任用としての「従外署」に相当すると考えてよいだろう。この二つの逸話より、時に郡府人事において強烈な自主性を示す能吏朱博も、通常は功曹の「従外署」に従つていたことがうかがえる。こうした事例からすれば、功曹による人事運営が当時の本来的な姿であり、やはり前漢末より後漢一代を通じて、人事の実権は常に功曹が握つていたと考えるべきではないか。それ故に、後漢前期においても「郡県小吏の大部分が豪族層出身であり、豪右の意向がたやすく郡県の施策に反映されるような」状態が存在したと捉えた方が整合的ではないか。

このように考えるならば、太守・県令の人事権と「教署」の位置付けが問題となる。ここで注目すべきは、人事の実権が功曹に掌握されていたにしては、この時代の士大夫の出處進退に守令の人格が大きく作用していることや、門生故吏關係といった守令と属吏との強い人的結合関係がみられることがある。本書でも指摘するように功曹の「従外署」でも最終的には太守の承認が必要であった（二六四頁）と思われるが、こうした守令の存在の大きさからすれば、むしろ「従外署」の場合でも彼らの承認が第一の意味をもつっていたのではない。ならば、「教署」と「従外署」はともに守令の人事権のか。

範囲内で行なわれており、その違いは守令の意志がより強く表現されるか否かという形式上の差異に過ぎないとみなすこともできよう。いずれにせよ、属吏人事は一貫して功曹中心に運営されたものの、それでも、そこに守令の意志は十分に介在しえたのであり、結局のところ、属吏人事においては常に功曹の意志と守令の意志が混在していたと思われる。確かに、本書が指摘するように、後漢においては守令が政事を功曹などに委任していた例がしばしばみられる（二八八頁・註二三）。しかし、それが特記されること自体、こうした委任が極めて稀であったことを示唆するのではないかろうか。通常は守令や功曹への請託や賄賂、また彼ら自身の性格や豪族の干渉によって、郷論に基づく人格や能力本位の正常な人事、さらには正常な行政運営自体が極めて困難であった。それ故に幾人かの守令が、優れた鑑識眼によって賢者を右職に任命し、主体的に政事を委任したことが特記されたのではないかろうか。後漢一代を通じて人事の実権は功曹にあったものの、具体的的人事運営には守令と功曹の意志が混在しており、「從外署」・「教署」いずれの場合でも守令の意志が第一の意味を持つていたのではないか。そして、こうした一貫性ゆえに、守令と属吏の強い結合が維持され、あくまで郡府県廷を中心

に豪族の秩序が次第に形成されてきたという側面の方が強いように思われる。

本書では、中央より任命された守令と、在地の豪族層出身の属吏との対抗的な関係のなかで、地方行政の展開を考察している。しかし、一方で守令と属吏とは同じ行政システムを構築する存在という、共生的側面をも有している。後漢時代の地方行政をめぐる問題は、こうした側面からもさらに追求していく必要があるだろう。

第四に郷里社会における父老の理解に関して。本書では、侍廷里の六姓二十五名が「憲」なる組織を結成した上で、共同出資して田八十二畝を購入し、彼らのうち資産資格によって里父老の任に当たる者がその収益を懷にするという取り決めを記した、所謂「父老憲石券」を取り上げる。そしてそこにはみられる里父老が徭役の対象になつていると捉え、漢代初期における高年有徳者としての父老からの性格変化があつたとし、その原因として、豪族勢力の伸張によつて、父老の任が従来より相対的に軽くなつたことを想定する（七八頁）。

また、石碑が里の公共的な場所に立てられたことにより、共同出資者を里内の有力者であると捉えるが、一里に六姓もの土豪・豪族が存在しないことを理由に、少なくとも彼ら全員

が豪族層に属しているとはいえないとする。そして「彼らが有力者であった理由は、伝統的な父老資格基準である有徳高齢者にあつたのではないか。有徳高齢者に資産資格が付加された」のではないか、として、父老選任に伝統的な資格が考慮された可能性も指摘している（八二頁）。

しかし、「禪中其有貲次當給為里父老者」という石券の文や、「其有物故、得傳後代戸者一人」といった世襲原則、また、「即禪中皆貲下、不中父老」という、資産減少によつて二十五名全員が父老の対象から除外される可能性への配慮からすれば、資産資格が父老選任において第一の条件であつたことは否定しがたいのではないか。

とはいゝ、高年有徳者から資産基準の徭役へと性格変化があつた割には、古いタイプの父老も後漢を通じて存在し続けた。たとえば本書も引用する、後漢末の田疇を中心とする避

難者集団での小リーダーとしての父老や（三四四～三四五頁）、「見父老慰以農里之言、少年勉以孝悌之訓」（『後漢書』劉寬伝）のような「少年」と対になる「父老」が資産基準の徭役であつたとは考えにくい。こうした二つの父老が併存することからすれば、高年有徳者への尊称、あるいは郷里社会の小リーダーとしての父老と、明確な職務をもつ里内の徭役

的 existenceとしての父老の二種類が、後漢において存在した可能性もある。無論、このように考へるにしても、後者は前者から派生してきたであろうし、それを性格変化とみなすこともできよう。しかし、それは父老の任が相対的に軽くなつたからではなく、より重くなつたところに発生する変化と捉えるべきではないか。かなりの負担がかかる一方対価給付もない父老という存在が、里内に必ず存在することが要請され、高年有徳者のボランティアではその任をこなしきれなくなつた。それ故に、資産という客観的な基準に基づく徭役的父老が現われ、また共同出資してその任に備えるようになったのではないか。ならば、父老の職務内容と、特定の職務をもつ父老を不可欠とする里の性格如何という点から、この問題を検討していく必要があるのではなかろうか。

なお、本書でも問題を提起する「里正」と父老の関係は、未だに明らかではないものの、里正は郡単位でも総計される、よりあらざまな徭役であった可能性がある。前漢末の尹湾漢墓出土の一號木牘（「集簿」）の正面二・三行に

郷百七十□百六里二千五百卅四止二千五百卅二人
亭六百八十八卒二千九百七十二人郵卅四人四百八如前
とある。⁽⁶⁾この正が里正であることはすでに指摘されている

が、亭卒や郵人らと一固まりに列挙され、吏とは明確に区別されていてことからすれば、これが郷・里・亭・郵毎に配置された徭役従事者の数であるとみてよいのではないか。これ

に対し、県・郷二老や孝・悌・力田の数は別欄に挙げられるが、父老は少なくとも明確な形では記載されていない。漢代の里が如何なるものであり、そこでどのような事態が進行していたのか、という問題は、徭役制度や地方行政などの側面からも検討を進める必要があると思われる。

以上、中央政治、郡県、郷里社会の三つの分野に関して若干の疑問を述べてみた。評者の浅学のため、著者の真意を誤解した点があることをおそれる。著者のご海容を乞う次第である。

註

- (1) 「所謂東洋的專制主義と共同体」(一九六二→増淵龍夫『新編 中国古代の社会と国家』岩波書店 一九九六年所収)。
- (2) 「シナ中世貴族政治の成立について」(一九五〇→川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』岩波書店 一九八二所収)。
- (3) 犬野直禎『後漢政治史の研究』(同朋舎 一九九二)。渡邊義浩『後漢國家の支配と儒教』(雄山閣 一九九五)。
- (4) 小川由記氏による本書の書評(『史林』七九一四 一九九六)

を参照されたい。

(5) 本書では具体的には説明されないものの、「教署」とは、太守が己れの意志を「教」という文書形式で発布して属吏を任用する方法、「從外署」(「於外白署」とは、功曹が太守に具申(「白」)して属吏任用を行なう方法と理解される)。

(6) 連雲港市博物館「江蘇東海県尹湾漢墓群发掘簡報」、同「尹湾漢墓簡牘文選」(ともに『文物』一九九六年)。

(7) 謝桂華「尹湾漢墓簡牘和西漢地方行政制度」(『文物』一九九七年)、同「尹湾漢墓新出《集簿》考述」(『中国史研究』一九九七年)。西川利文「漢代における郡県の構造について」尹湾漢墓簡牘を手がかりとして(『仏教大学『文学部論集』八一 一九九七)。

一九九五年二月 名古屋大学出版会
A5版 三五三頁 索引七頁 八七七五円
(なかやま しげる 名古屋大学大学院博士後期課程)